

①国名	Papua New Guinea (PG) (パプア・ニューギニア独立国)				
	Ministry of Trade and Industry, Investment Promotion Authority (IPA) / Intellectual Property Office of Papua New Guinea (IPOPNG)				
③所在地	P.O Box 5053, Boroko, National Capital District				
④連絡先	(電話) (675) 308 44 31 / 308 44 32		(FAX) (675) 321 51 55		
	(E-mail) registrar@ipopng.gov.pg ipopng@ipa.gov.pg				
	<a href="mailto:amelian@ipa.gov.pg">amelian@ipa.gov.pg</a>		(internet) www.ipopng.gov.pg		
⑤組織の長	Registrar of Intellectual Property : Ms. Amelia Na'aru				
⑥沿革	(1) パプア・ニューギニアは、1975年まではオーストラリア政府の統治下にあったが、1975年9月16日に独立国となった。(注)独立前においては、オーストラリア知財法の効力が及んでいた。				
	(2) 1979年5月23日に商標法が制定され、1979年10月18日に施行された。この法律により経過規定が定められ、オーストラリア商標登録の所有者が再登録の出願を行なうことができた。この商標法は、1980年5月8日に完全施行された。				
	(3) 商標については、1980年1月1日以降、サービスマークの出願受付が開始された。				
	(4) 2000年7月19日に知財法(特許及び意匠)が制定され、2002年7月1日に施行された。				
	パプア・ニューギニアにおいて現在施行されている知財法は、次の通りである。 ・特許及び意匠法：2002年7月1日施行、2000年法律第30号 ・商標法：1978年10月18日施行、1978年商標法(Ch.385)				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1997/7/10				
	トロピ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1999/6/15			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
		2003/6/14			
ストラズブール	ウィーン	WTO			
		1996/6/9			

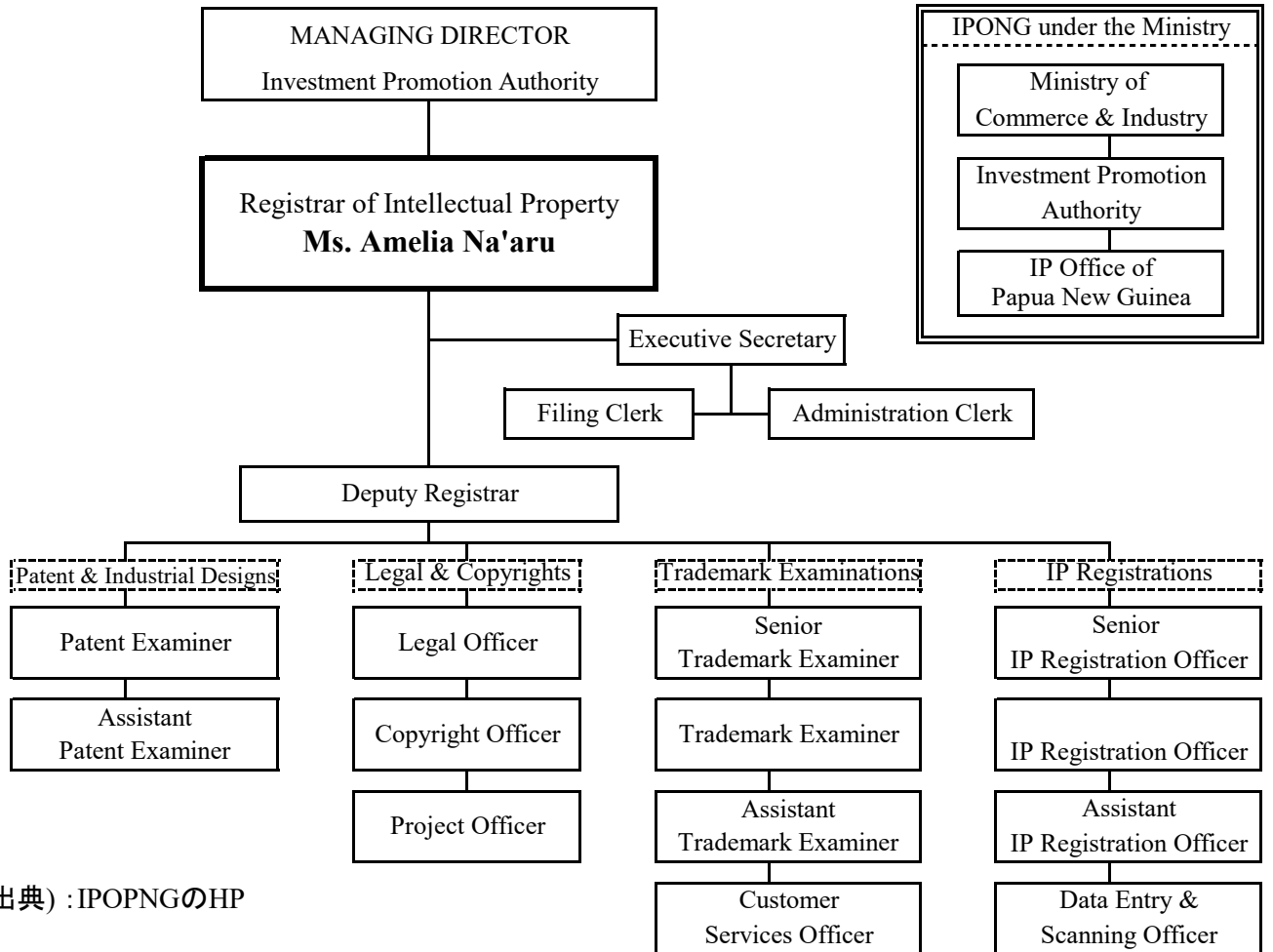
①国名	Papua New Guinea (PG) (パプア・ニューギニア独立国)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数		33	63	53
		(内 外国出願)		33	63	53
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)		28	61	50
	意匠	全数		16	8	5
		(内 外国出願)		1	8	2
		(内 日本から)				
	商標	全数		1,082	892	696
		(内 外国出願)		934	660	532
		(内 日本から)				
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数		2	4	5
		(内 外国出願)		2	4	5
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
意匠	全数		28	22	17	
	(内 外国出願)		23	19	15	
	(内 日本から)					
商標	全数		800	292	32	
	(内 外国出願)		727	267	17	
	(内 日本から)					
(出典) WIPO IP Statistics						

① 国名

Papua New Guinea (PG)  
(パプア・ニューギニア独立国)

⑫ 組 織

<組織図> 知財庁(IPOPNG)は、貿易産業省投資振興局の下部組織である。



(出典) : IPOPNGのHP

①国名	<p style="text-align: center;">Papua New Guinea (PG) (パプア・ニューギニア独立国)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2002年7月1日施行(2000年工業所有権法(特許・意匠)第30号)
	③地理的効力の範囲	パプア・ニューギニア国内のみ (工業所有権法第29条(1))
	④他国制度との関係	無
	⑤出願人資格	発明者(自然人)及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。パプア・ニューギニア居住者でない出願人は、パプア・ニューギニア居住者を代理人に選任しなければならない。 (工業所有権法第54条(1)、同規則36)
	⑦出願言語	英語。 (工業所有権法規則5(1))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (工業所有権法第32条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (工業所有権法第13条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が定められている。 (1) 出願人又は前権利者の行為の結果による開示日から12月 (2) 権限のない第三者の濫用の結果による開示日から12月 (工業所有権法第13条(3))
	⑪非特許対象	次の各事項が定められている。 (1) 公序良俗に反する発明 (2) 環境に害を及ぼす発明 (工業所有権法第12条(2))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。※方式要件は審査する。 (工業所有権法第26条、同規則24)
	⑬審査請求制度の有無	無
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、発明は登録後、ガゼットにより公告(公開)される。 (工業所有権法第27条(2c))
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、登録官に「情報提供」を行なうことができる。(工業所有権法第29(4))
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、裁判所に無効の手続きを行なうことができる。 (工業所有権法第27条(1))
	⑱実施義務	無

①国名	Papua New Guinea (PG) (パプア・ニューギニア独立国)					
⑱費用 単位 PGK (パプアニュー ギニアキナ)	[出願から登録までに掛かる費用]					
	出願料	1,000 PGK				
	1,500 PGK(アミノ酸配列又はヌクレオチド配列の出願)					
	優先権主張料					
	審査請求料					
	登録料	100 PGK				
	[特許権維持に掛かる費用]					
	年金					
	2年次	170 PGK	9年次	550 PGK	16年次	1,100 PGK
	3年次	200 PGK	10年次	640 PGK	17年次	1,200 PGK
	4年次	240 PGK	11年次	700 PGK	18年次	1,300 PGK
	5年次	270 PGK	12年次	750 PGK	19年次	1,400 PGK
	6年次	330 PGK	13年次	800 PGK	20年次	Nil
	7年次	400 PGK	14年次	900 PGK		
8年次	460 PGK	15年次	1,000 PGK			
⑳料金減免措置の有無	無					
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無					

①国名	Papua New Guinea (PG) (パプア・ニューギニア独立国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2002年7月1日施行(2000年工業所有権法(特許・意匠)第30号)
	③地理的効力の範囲	パプア・ニューギニア国内のみ (工業所有権法第49条(1))
	④他国制度との関係	無
	⑤出願人資格	創作者(自然人)及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。パプア・ニューギニア居住者でない出願人は、パプア・ニューギニア居住者を代理人に選任しなければならない。 (工業所有権法第54条(1))
	⑦出願言語	英語。 (工業所有権法規則5(1))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ2回更新できる。 (工業所有権法第50条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (工業所有権法第39条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が定められている。 (1) 出願人又は前権利者の行為の結果による開示日から12月 (2) 権限のない第三者の濫用の結果による開示日から12月 (工業所有権法第38条(2))
	⑪不登録対象	次の各事項が定められている。 (1) 公序良俗に反する意匠 (2) もっぱら技術的結果を得るために役立ち、概観の任意の特徴に関しては全く自由度のない意匠 (工業所有権法第38条(2))
	⑫実体審査の有無	無。※方式審査、不登録対象に該当しないかの審査が行なわれる。 (工業所有権法第47条)
	⑬審査請求制度の有無	無
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無
	⑮部分意匠制度の有無	無
	⑯関連意匠制度の有無	無
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (工業所有権法第43条(6))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ条約には未加盟) (工業所有権法第43条(6))
	⑲出願公開制度の有無	無
	⑳秘密意匠制度の有無	無
	㉑異議申立制度の有無	無
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、裁判所に無効の手続きを行なうことができる。 (工業所有権法第51条(1))
	㉓登録表示義務	無

①国名	Papua New Guinea (PG) (パプア・ニューギニア独立国)		
②④費用 単位 PGK (パプアニュー ギニアキナ)		[出願から登録までに掛かる費用]	
		出願料 300 PGK	
		優先権主張料	
		審査請求料	
		登録料 100 PGK	
		[意匠権の維持に掛かる費用]	
		存続期間更新料(第1回) 150 PGK	
		存続期間更新料(第2回) 250 PGK	
		②⑤料金減免措置 の有無	無

①国名	Papua New Guinea (PG) (パプア・ニューギニア独立国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1978年10月18日施行(1978年商標法(Ch. 385))
	③地理的効力の範囲	パプア・ニューギニア国内のみ
	④他国制度との関係	無
	⑤商標法の保護対象	商品、役務。 (商標法第1条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標 (商標法第1条、第18条)
	⑦出願人資格	商標の所有者(自然人、法人) (商標法第32条)
	⑧権利付与の原則	先使用主義。 (商標法第24条)
	⑨本国登録要件	無
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。パプア・ニューギニア居住者でない出願人は、パプア・ニューギニア国内における送達先を指定することを要し、したがってパプア・ニューギニア国内における代理人を選任しなければならない。(商標法第97条、同規則39、40)
	⑪出願言語	英語。 (商標法規則3、同38)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年毎に更新することができる。 (商標法第46条、同第45条)
	⑬グレースピリオド	無
	⑭不登録対象	次の各事項が規定されている。 (1) "Patent"、"Patented"、"By Royal Letters Patent"、"Registered"、"Registered Design"、"Copyright"、"To counterfeit this is a forgery"あるいは用語又は用図又はシンボル又は同様な効果を奏するシンボル (2) 国王を表わすもの、又は王室メンバーを表わすもの (3) 王室の紋章類、頂飾、記章又は王室の冠又はイギリス国旗又はイギリス領の国の旗の表示 (4) パプア・ニューギニアの国旗、国の紋章、国の標語もしくは印影またはパプア・ニューギニアの州の旗、記章、標語もしくは印影の表示 (5) 国際オリンピック連合との関係または同連合の承認を暗示するシンボル
	⑮防護標章制度の有無	無
	⑯周知商標制度の有無	無
	⑰一出願多区分制度の有無	無。 (商標法第32条(3))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第33条)
	⑲審査請求制度の有無	無
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無
	㉑出願公開制度の有無	無
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告日から3月以内に異議申立を行なうことができる。 (商標法第40条(1))
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、商標の無効は、裁判所に提訴することができる(商標法第82条e)。



①国名	Papua New Guinea (PG) (パプア・ニューギニア独立国)	
②④不使用取消 制度の有無	有。3年。継続して3年以上の不使用については、裁判所に不使用取消を請求することができる。 (商標法第14条(1b))	
②⑤商標分類	国際分類(第8版)を使用している。	
②⑥図形要素の 分類	無	
②⑦譲渡要件	無。営業の譲渡とは無関係に商標を譲渡することができる。 (商標法第73条(1))	
②⑧費用 単位 PGK (パプアニュー ギニアキナ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料                   250 PGK 登録料                   350 PGK  [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料       400 PGK	
②⑨料金減免措置 の有無	無	